

## 自由金利型定期預金規定

### 1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金は、証書もしくは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続自由金利型定期預金の場合は継続停止の申し出があったものに限りません。

### 2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金は、証書もしくは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の場合は証書と引換えに、通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

### 4. (自動継続自由金利型定期預金の利息)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書もしくは通帳記載の利率（継続後の預金については前2.(2)の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により満期日に支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

- ① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
  - A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書もしくは通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
  - B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- ② 前①にかかわらず、預入日の1年後または2年後、3年後、4年後、5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する扱いとした場合の利息の支払いは、次によります。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 前①②にかかわらず、この預金の利息を1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して支払う扱いとした場合の中間払利息および満期払利息は、中間利払日および満期日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書もしくは通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）ならびに次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは普通預金の利率を適用します。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

A 次の預入期間に応じた算式により計算した利率。

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (c) 1年以上3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満	約定利率×40%
(c) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
(d) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
(e) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
(f) 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
(g) 3年以上5年未満	約定利率×90%

d 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満	解約日における普通預金の利率
(b) 6か月以上1年未満	約定利率×30%
(c) 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
(d) 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
(e) 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
(f) 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
(g) 3年以上4年未満	約定利率×80%
(h) 4年以上5年未満	約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{\left( \text{基準利率} - \text{約定利率} \right) \times \left( \text{約定日数} - \text{預入日数} \right)}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元本を証書もしくは通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

### 5. (自由金利型定期預金の利息)

(1) 自由金利型定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの約定日数および証書もしくは通帳記載の約定利率によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書もしくは通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書もしくは通帳とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- ② 前①にかかわらず、預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する扱いとした場合の利息の支払いは、預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する次の各中間利払日に支払います。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を6．(1)により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの預入日数ならびに次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下

回るときは普通預金の利率を適用します。)のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

A 次の預入期間に応じた算式により計算した利率。

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (a) 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| (c) 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (a) 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| (c) 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| (d) 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| (e) 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| (f) 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90%       |

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (a) 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| (c) 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| (d) 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| (e) 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| (f) 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80%       |
| (g) 3年以上5年未満    | 約定利率×90%       |

d 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (a) 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6か月以上1年未満   | 約定利率×30%       |
| (c) 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40%       |
| (d) 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50%       |
| (e) 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60%       |
| (f) 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70%       |

(g) 3年以上4年未満 約定利率×80%

(h) 4年以上5年未満 約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元本を証書もしくは通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

#### 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

#### 7. (届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

(1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書、通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 8. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書、または通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

#### 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### **10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **11. (成年後見制度にかかる届出)**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名



その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## **12. ( 本規定の変更 )**

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上